

面会禁止 一部緩和のお知らせ

この度、11月8日（月）より大分県内新型コロナウイルス感染症発生動向を考慮し、**面会禁止を一部緩和**させていただくことになりました。

緩和内容

面会できる方：**家族**を含めて**身の回りのお世話をする方のみ**
(県外在住者や15歳未満の方は原則禁止です)

面会時間：14時～18時

滞在時間：10分以内

面会人数：一度に2名まで、週2回まで

- ※ 今までと同じように受付前で**体温測定後、手指消毒、記名**をしていただき許可番号札をお渡しいたします。
- ※ 面会の際は**マスクを外さない**ようにお願いします。
- ※ 県内の感染状況により場合、**予告なく面会禁止**となる場合があります。